

要 望 書

要 旨

「青少年健全育成基本法」を制定し、青少年育成国民運動推進体制の確立をお願いしたい。

要望の骨子

- 1、「青少年健全育成基本法」を制定して、青少年育成が国民的課題であり、国の責務であることを明確にし、その上で、育成の為の「大綱」を定め、それを実現するための「基本計画」を策定すると共に、国・都道府県に「青少年対策本部」を設置して、その実施に取り組まれない。
- 2、行政だけで国民運動の展開は困難であることから、青少年育成に関わる団体（法人）や企業を結集して「（仮称）青少年健全育成国民協会」を組織して、官民一体となった運動を推進することとし、その拠点となる体制（人・物・金）を整備願いたい。
その母体に全国青少年育成県民会議連合会と全日本青少年育成アドバイザー連合会が入ることも配慮されたい。
- 3、これに付随して、現存している青少年育成都道府県民会議並びに市町村民会議もこの協会に繋がる組織にすることを考慮されたい。

趣 旨

（青少年の現状）

2000年代から少子高齢化、高度情報通信化、経済のグローバル化、格差の増大など目立ち始め、青少年においても、規範意識の低下、問題行動の多様化、社会性の未熟、人間関係づくり能力の低下、親子関係の希薄化が指摘されています。

また、就職しても短期間で離職し、職場を転々とするため、その企業の原動力となる意欲・知識や技術は獲得しにくく、発展途上国の旺盛な労働意欲に押され、貧困率の増加ともあいまって、我が国の将来に不安の影を落としています。

更に、虐待や携帯ネット被害の増加、ニート・引きこもりなど自立できない若者など様々な問題が生じ、幼い命が奪れたり、自ら命を絶つ青少年もあり、憂慮すべき問題が山積しており、取り組むべき課題が多くあります。

急激な青少年人口の減少や、地方活性化への早急な対応も国家的課題となっています。

(国民運動の現状)

かつて「①青少年が次代の日本を担うものとしてその誇りと責任を自覚し、その輝かしい未来を自ら開き、希望に満ちて生きるよう②親や青少年を指導する立場にある者は勿論、一般国民がその姿勢を正すとともに、青少年問題についての関心を高め、積極的に青少年の育成に努めるよう③政府及び公共団体の青少年施策の強化を求めると同時に、これに協力して十分にその成果をあげるよう」、国民運動を展開しようとして立ち上げた、青少年育成国民会議も、行政改革の流れに対応できず、解散を余儀なくされてしまいました。

幸いにも、府県民会議と市町村民会議は、全国組織を失った今でも、弱体化しつつはありますが、運動を続けています。

しかし、このまま放置すれば、いずれ消滅してしまいます。

今一つ、国民会議が青少年育成の指導者として養成した「青少年育成アドバイザー」も養成講座ができなくなり、任意団体の全日本青少年育成アドバイザー連合会に限られた財源の中で細々と後継者養成を引継いでいるのが現状です。

(施策の現状)

現在、子ども・若者育成支援推進法で青少年問題への対策が行われていますが、国民会議が目指した、官民一体となった健全育成のための国民運動ではなく、中心的な対象者は、「支援の必要な子ども・若者で、社会生活を円滑に営む上での困難を有する者」でありませ

ず。心身ともに健全で、世界や我が国の中で逞しく生き抜く力を持った有為な青少年をどのように育成するか、といった施策や運動にはなっていません。

また、青少年問題は社会の縮図であり、大人社会の問題あるとの視点がなく、大人が姿勢を正して青少年の手本になろうという、国民運動にもなっていません。青少年の健全な成長を阻害する社会環境も益々増大しており、憂慮に耐えられません。

(要望の本旨)

これら、青少年の健全育成に関する諸問題を、国民的課題をして深刻に受け止め、次代を担う青少年の育成が、国の責務であることを明確にした、「青少年健全育成基本法」を早急に制定し、日本の青少年としての誇りと責任を持ち、逞しく生き抜く力を備えた青少年を育成する為に、強力な国民運動の推進体制の整備を切に要望するものであります。

平成30年 月 日

衆・参 議院議員

様

全日本青少年育成アドバイザー連合会
会 長 山 本 邦 彦